

**【表紙】**

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年3月27日
【会社名】	共栄タンカー株式会社
【英訳名】	KYOEI TANKER CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高田 泰
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都港区三田三丁目2番6号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成29年6月30日に提出いたしました第87期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

### 3【評価結果に関する事項】

（訂正前）

上記の評価の結果、平成29年3月31日現在における当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、平成29年3月31日現在における当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

## 記

今般、連結決算に係る税効果会計適用について検討を行っていたところ、過年度の外国子会社合算税制における子会社利益に関する繰延税金負債の処理について以下の2点の誤りがあることが判明いたしました。

（1）当社子会社所有船舶の売却に伴う圧縮記帳積立金計上時の子会社利益計上額に対する繰延税金負債の計上誤り

（2）持分法適用会社清算時の配当金の受け取りに伴う子会社利益計上額に対する繰延税金負債の計上誤り

これに伴い過年度の決算を訂正するとともに、平成27年3月期から平成29年3月期までの有価証券報告書、及び平成27年3月期第2四半期から平成30年3月期第3四半期までの四半期報告書の訂正報告書を提出いたしました。

この事実は、当社において会計処理を含む非定型・不規則な取引に関する内部統制が適切に整備できていなかったことに起因するものであり、財務報告に重要な影響を及ぼすことから、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

なお、上記の開示すべき重要な不備につきましては、訂正事項の判明が当該事業年度の末日以降であったため、当該事業年度の末日までには是正することができませんでした。

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を強く認識しており、以下の方針に基づく再発防止策を講じて、財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備を是正してまいります。

・決算・財務報告プロセスの見直しによる内部統制の強化

・経理マニュアルの整備

・決算業務に関する専門知識の研修、教育等による向上

以上